

ジャマイカ知的財産庁 (J I P O) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 J M. I
様式1 (特許出願)	附属書 J M. II
様式8 (年金支払)	附属書 J M. III

略語のリスト

国内官庁： ジャマイカ知的財産庁 (J I P O)

P D A : 特許意匠法 (2020年法律No.1)

指定（又は選択）官庁 JM	ジャマイカ知的財産庁 (JIPO) 国内段階に入るための要件の概要	概要 JM
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」及び「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	JMD 4,500	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書 ² ）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、国際出願の写しが要求される。これは、出願人がPCT第23条(2)又は第40条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始するよう明示的に請求する場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認める	
国内手数料	通貨：ジャマイカ・ドル (JMD) 特許： 出願手数料： ¹ JMD 30,000 実用新案： 出願手数料： ¹ JMD 10,000	
国内手数料の免除、減額又は払い戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 出願人が国際出願の翻訳文を、補正されたもの又は最初に提出したものの一方のみを提出した場合、国内官庁は欠落している翻訳文を提出するよう出願人に求める。

J M	ジャマイカ知的財産庁 (J I P O) (続き)	J M
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	<p>発明者の氏名及びあて名が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名^{3,4}</p> <p>出願人が発明者でない場合には、出願人が特許を受ける権利を正当化する申立て^{3,4}</p> <p>出願人が先の出願の出願人でない場合には、優先権を主張する資格の証拠^{3,4}</p> <p>国際出願日の後に発明者の名称変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類⁴</p> <p>出願人がジャマイカに居住していない場合には、代理人の選任⁵</p> <p>代理人を選任する証書(選任書又は委任状)⁵</p> <p>該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表</p>	
誰が代理人として行為できるか?	ジャマイカに居住する自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。国内官庁は通知に回答して当該要件を満たすための手数料を定めている。手数料の額については附属書JM.Iを参照。

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

様式（附属書JM. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 JM. II 様式1（特許出願）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_jm.pdf

附属書 JM. III 様式8（年金支払）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_jm.pdf